

令和5年度 JEES 留学生奨学金(修学) 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という)では、民間企業や個人の方々のご寄付等を基金とし、その果実等を「JEES奨学金」の運用に供している。これにより、「令和5年度JEES留学生奨学金(修学)」の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本の大学及び高等専門学校に在籍する、学業・人物ともに優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与することを目的とする。

2 応募資格 ※2023年度新入生(3年次編入含む)は不可

次の各号の全てに該当する者。

- 令和5年4月に日本の大学の学士課程2年次以上、修士課程(博士前期課程)2年次以上)に正規生として在籍する私費外国人留学生、又は高等専門学校の第4学年以上(専攻科を含む)に正規生として在籍する私費外国人留学生。
なお、日本に在留する間の在留資格は「留学」であること。
- 採用された場合の受給期間が令和5年4月より1学年相当以上ある者。
- 学業成績優秀(令和4年度の成績評価係数が原則として2.60以上)である者。
※成績評価係数で表すことが出来ない場合、又は成績評価係数2.60未満の者を推薦する場合は、学校が学業成績優秀であると評価する理由を推薦書に記載すること。

「成績評価係数の算出方法」(小数点第3位を四捨五入)

下表により「成績評価ポイント」を算出し、計算式に当てはめて計算

	成績評価				
		優	良	可	不可
4段階評価(パターン1)					
4段階評価(パターン2)		A	B	C	F
4段階評価(パターン3)		100～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点～
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

「成績評価係数の計算式」

$$\frac{([\text{評価ポイント3の単位数}] \times 3) + ([\text{評価ポイント2の単位数}] \times 2) + ([\text{評価ポイント1の単位数}] \times 1) + ([\text{評価ポイント0の単位数}] \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

進級要件に関係しない科目(教職科目・学芸員科目)除く

- 本奨学金の受給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額600,000円(月額50,000円相当)以下である者[貸与型奨学金(返済が必要なもの)、学費免除は除く]。
- ボランティア活動や国際交流活動等の実績、又はこれらの活動への意欲のある者。
- 本奨学金受給終了後も、本協会に対して近況等を連絡する意思のある者。
- 令和5年4月に在籍する学校の長の推薦を受けることができる者。

※他の学外奨学金に応募している場合は、推薦優先順位が低くなる場合があります。

3 採用人数

90名程度

学内推薦人数： 2名以内

4 支給内容

月額奨学金 40,000 円

5 支給期間

令和5年4月から最長で令和7年3月まで

※ 特段の理由により令和5年5月以降に渡日する場合は、渡日月から最長で令和7年3月までとする。

※ 令和7年3月より前に在籍課程を修了する場合は在籍課程修了年月までとする。なお、同一大学の上位課程(高等専門学校の場合は、同一高等専門学校の専攻科)に進学した場合、所定の手続きにより、最長で令和7年3月まで支給を継続する。

6 応募・推薦方法

(1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、**在籍校を通じて**、本協会理事長(以下「理事長」という)に提出するものとする。

(2) 在籍校の長は、2に挙げる応募資格に該当する者について、7に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数については、各大学又は各高等専門学校において2名までとする。

7 応募・推薦書類及び提出方法

5/23までにフォームに願書を登録してください。

<https://form.run/@intl-ex-1683859954> ←クリック

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式1)	クラウドストレージサービスBoxの指定URLへ	Excel	日本語で書かれたものに限る
(2)	推薦書(様式2)	アップロード(※)		推薦理由は指導教官等が記入すること

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

学内選考通過者のみ

8 応募・推薦書類の提出期限

~~令和5年6月7日(水)~~を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合及び提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

学内締切:5月23日(火)

9 選考方法及び結果の通知

理事長は、6の(2)により推薦された者について本協会に設置する選考委員会に諮り、奨学生を決定する。結果は、令和5年8月中を目途に在籍校を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

10 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、在籍校を通じて支給する。

11 奨学生の義務

(1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ提出すること。

(2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、所定の様式により在籍校を通じて本協会へ遅滞なく届け出ること。

(3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、奨学金受給時の在籍課程卒業時に所定の様式により、在籍校を通じて本協会へ報告すること。

(4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会等への参加に協力すること。

12 本奨学金の支給の休止、終了又は決定取消

(1) 奨学生が在籍校を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、5に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。但し、5の支給期間は延長しない。

(2) 奨学生が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。

① 在籍校を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む)した場合。

② 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。

③ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。

④ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。

(3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。

(4) 渡航制限解除後、奨学生本人の都合により渡日しない場合は本奨学金の支給決定を取り消す。

13 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。但し、12 に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金選考結果通知を在籍校が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、在籍校を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない(但し、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金は除く)。
- (4) 在籍校の留学制度等を利用して海外に留学する場合、長期(1 か月以上の)欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。
- (5) 過去、本奨学金を受給した者は再度応募することはできない。
- (6) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。但し、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。なお高等専門学校においては、本科 5 年、専攻科 2 年を標準修業年限とし、この期間のうち 5 に挙げる支給期間を支給対象とする。

14 個人情報の取り扱い

(1) 個人情報の管理

本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、14(2)①から⑤の目的で利用する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。

(2) 個人情報の利用目的

本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。

- ① 本奨学金の奨学生選考のため。
- ② 本奨学金支給事務のため。
- ③ 本奨学金授与式又は交流会等の開催時のため。
- ④ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- ⑤ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会のホームページ等において広報目的に利用するため。

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
専務理事 池田輝司

【代表者】

理事長 井上正幸

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLXビルディング 12 階
TEL: 03-5454-5274
E-mail: ix@jees.or.jp

以上



よくある質問

【令和 5 年度 JEES 留学生奨学金（修学）】

令和 5 年度 JEES 留学生奨学金（修学）（以下、「本奨学金」という）募集・推薦要項には記載されていない重要事項が含まれておりますので、募集・推薦事務を始める前に、必ずご一読ください。

遵守事項

本奨学金の応募校及び応募者には、以下の事項の遵守をお願いしております。ご了承いただけない場合、本奨学金へはご推薦いただけません。

【学校が守るべき事項】

■ 推薦

- ・本奨学金を受給できるのは、入学以降、日本に在留歴のある学生に限られます。入学以降一度も渡日しておらず、かつ、今後も渡日予定のない学生を推薦することはできません。
- 自己都合により渡日していない学生については、1 回目の送金が予定されている令和 5 年 10 月末日までに渡日できなかった場合、本奨学金の受給資格を失います（採用取り消しとなります）。詳細は、Q-9/A-9～Q-11/A-11 をご参照ください。

■ 送金

- ・本奨学金は、学校口座へ送金いたします。奨学生個人の口座への送金はいりません。
 - ・採用校には、毎月奨学生の在籍確認を行っていただき、1 か月分ずつ支給していただきます。
 - ・海外送金も含め、送金手数料は採用校にご負担いただきます。手数料をご負担いただけない場合には応募できません。
- ※以下のような行為は固く禁じます。
- ・送金手数料の負担を免れることを目的として、月額奨学金 1 か月分を超える金額を一度に送金すること。
 - ・海外送金手数料の負担を免れることを目的として、奨学生が離日中、奨学生への送金を中止すること。

■ 返金

- ・本協会からの送金後、奨学生に異動が生じたことにより奨学金の受給資格を失った場合、奨学生が奨学金受給資格を失った期間相当額を、本協会へご返金いただく場合があります。返金は大学を通じて行っていただきます（学生個

人からの直接の返金は受け付けません）。

また、学校が奨学生へ奨学金を支給後に本協会から返金の指示を受けた場合、返金対象となる金額が奨学生から学校側へ返還されないことを理由として、本協会への返金を拒否することは認められません。

■書類の提出

・本協会から学校宛の送金は、複数回に分けて行います。送金の都度、事前に支給申請書をご提出いただきます。期限までに提出のない場合は送金できません。

・年に1回、奨学生への奨学金の支給が完了していることを報告する書類をご提出いただきます。

・年に1回、奨学生の作成した報告書類を取りまとめ、ご提出いただきます（学生が作成した書類をそのまま提出するのではなく、学校ご担当者が内容を確認し、不備がある場合は学生に指導し、修正させたものをご提出ください）。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。

【学生が守るべき事項】

■応募時

・本奨学金の願書は、Microsoft Office がインストールされている PC で作成していただきます。

Microsoft Office for Mac での願書の作成は認められません。

■応募後～採用前

・本奨学金は、採用後、他団体の奨学金を受給するための辞退を一切認めておりません。申請を取り下げる場合、本奨学金の選考結果通知を受け取る前までに、学校へ知らせてください。

■採用後

＜併給制限＞

採用された場合、受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金を受給することも、新たに応募することもできません（但し、奨学金支給期間内であっても、本奨学金の受給終了後に受給を開始する他の奨学金へ応募することは可能です）。

＜本協会への報告義務＞

・年に1回、学習状況をご報告いただきます。

・本奨学金受給時の在籍課程の卒業・修了時に、進路をご報告いただきます。

※詳細は、採用校にのみ、選考結果通知時にお知らせいたします。